

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

(新設)

				資料番号	6 - 4	担当課	長寿介護課
法令名	社会福祉士及び介護福祉士法	根拠条項	附則第9条	許認可等の内容	登録研修機関の登録の更新		
<p><u>社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)</u> 附則 (登録の更新) 第9条 登録は、5年以上10年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。 2 前3条の規定は、前項の登録の更新について準用する。</p> <p><u>社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和62年政令第402号)</u> (登録研修機関の登録の有効期間) 第6条 法附則第9条第1項の政令で定める期間は、5年とする。</p>							